

ケアプランの確定・交付と介護サービスの開始

- ケアプランを確認していただき、承認をお願いします。サービス利用開始となります。

※(介護支援専門員は、利用者とサービス事業所間の調整・相談・助言(個別援助計画の確認)を行います)

- ◆ サービス担当者会議での確定事項を反映したケアプランを、ご本人・ご家族に確認・合意していただき正式なケアプランが交付されます。

- ケアプランの書類

- ・ 第1表介護サービス計画書 (1)
- ・ 第2表介護サービス計画書 (2)
- ・ 第3表週間サービス計画表
- ・ 第6表サービス利用票
- ・ 第7表サービス利用票別表

- 作成されたケアプランに沿って、随時介護サービスの利用を開始します。

※ケアプランは、各種介護サービスを受けるにあたり必要な書類ですので、大切に保管しておきましょう。